参考様式第5－1号

8農林第1013号
令和8年4月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀岡市長　桂川　孝裕

市町村名 （市町村コード）	亀岡市 （　26206　）
地域名 （地域内農業集落名）	東別院町 （神原、小泉、東掛、大野、南掛、湯谷、倉谷、鎌倉、栢原）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月27日 （第1回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は、京都市の西北で亀岡市の南東部に位置し、淀川水系の柏原川、東掛川沿岸に展開する中山間地域である。
地区内には、大規模な経営体も無く、また地区外からの入作者によって耕作もされていることもないため、多くの農地を個人農家が守っている状態で、その個人農家においても後継者不在や未定の状態となっている。
これまでに、府営ほ場整備事業「東別院地区」（H元年～H9年度、63.7ha）で基盤整備事業を実施しており、区画形質の整備、道水路の改修等を行い、中型機械化体系の確立を図ってきたが、山間の斜面に位置するほ場では、近年の酷暑の影響により農業用水の確保が課題となっている。加えて、用排水路等の経年劣化が進んでおり、その施設の維持管理も課題となっている。
急傾斜地に位置するほ場や農道では法面の面積が大きく、農業者をはじめ維持管理を行う者の高齢化に伴い、維持管理が困難となっているため、作業受託も検討しているが、受託先が見つからない状態である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

当地区は水稲を主要作物として、可能な限り営農を継続する。
農地が有する多面的機能の側面からも、集落の存続問題として全住民での話し合いを進めるとともに、その機能が維持できる農地管理を行う。
また、獣害防止対策の強化を地域ぐるみで進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		104.77　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	104.17　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

亀岡農業振興地域整備計画に定める「農用地区域農地」

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
離農意向のある耕作者の農地を隣接する耕作者やその他の担い手への貸付を進める。 地区内は中山間地であり農地に棚田が含まれることから、現状以上の集約化は困難である。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用して、農地の集積・集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
当地区内は、過去に基盤整備事業を実施している。 現時点では具体的な取り組みの予定はないが、農作業の効率化を図るため、継続して検討を続ける。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
可能な限り現在の担い手による耕作継続に努めるとともに、目標地図に位置付けられている担い手の他、地区外の認定農業者・集落営農組織等の担い手を含めた多様な経営体が営農ができるよう地域で取組を進める。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
受託先があれば作業委託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害対策については、地域内で被害状況の詳細把握、侵入防止柵の設置・強化等、各種支援施策も活用しながら効果的・効率的な取組を進めるとともに、猟友会会員への支援を行い駆除による対策を進める。
⑦多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の該当農地においては、取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行う。